

熊谷ブランド「晴れまち」認定品開発促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊谷ブランド「晴れまち」の認定を目標とした新たな商品開発や既存商品を改良する取組に対し、市が予算の範囲内で交付する熊谷ブランド「晴れまち」認定品開発促進補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定める。

2 前項の補助金に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第59号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 熊谷ブランド「晴れまち」

熊谷市の地域ブランドとして、市が「指定」または「認定」する市産品をいう。

(2) 新商品開発

これまで市場に流通していない新たな商品を企画し、設計、試作等を経て販売可能な状態にする一連の取組をいう。

(3) 既存商品の改良

既に販売されている商品について、性能、品質、機能、デザイン、用途などを大きく変更・改良し、外部に向けて以前の商品とは異なる商品として販売することをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、市内に住所を有する個人、法人又は団体で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者

(2) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人

(3) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

(4) その他市長が認める任意団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団、暴力団員及びこれら暴力団と密接な関係を有する者及び

それらと取引をする者

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っている者
- (3) 市税を滞納している者
- (4) その他市長が補助金の交付対象者として不適当と認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、熊谷ブランド「晴れまち」認定を目標とする新商品の開発及び既存商品を改良する取組とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象にならないものとする。

- (1) 他制度等による補助の対象となった事業
- (2) すでに商品開発や改良が完了しているとき
- (3) 商品開発や改良の全部又は大部分を外部に委託するとき
- (4) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがあるとき

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象事業に要した費用のうち次に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税は除く。

- (1) 原材料に要する経費
- (2) 検査及び分析に要する経費
- (3) マーケティングに要する経費
- (4) 外注加工に要する経費
- (5) 試作品及び量産に係る機械装置購入に要する経費
- (6) 商品、パッケージ又はラベルのデザイン製作に係る経費
- (7) 知的財産権等取得に要する経費
- (8) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表により算出するものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業の実施前に熊谷ブランド「晴れまち」認定品開発促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 熊谷ブランド「晴れまち」認定品開発調書（様式第2号）
- (2) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (3) 申請者の市税に滞納がないことを証明する書類（申請者が市内に住所を

有している場合に限る。)

(4) 申請者が法人であるときは、定款又は履歴事項全部証明書、ただし申請者が任意団体である場合には団体の規約及び名簿

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、当該申請者に対し熊谷ブランド「晴れまち」認定品開発促進補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(事業の変更又は中止)

第9条 補助対象事業者は、補助事業の内容について変更が生じたときは、熊谷ブランド「晴れまち」認定品開発促進補助金変更等承認申請書（様式第4号）を速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 前条の規定により決定した補助金額より増額が見込まれる変更であっても、補助金額の増額はしないものとする。

(2) 交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という）が補助事業を中止するときは、第1項に規定する変更等承認申請書を速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助事業の変更又は中止を承認したときは、その内容を審査し、熊谷ブランド「晴れまち」認定品開発促進補助金変更等承認決定通知書（様式第5号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から起算して、30日以内又は当該年度終了期日（3月31日）のいずれか早い期日までに熊谷ブランド「晴れまち」認定品開発促進補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書の写し

(2) 新たに製作した商品や改良した既存商品の写真

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その事業内容を確認し、その報告に係る補助対象事業の効果が、補助金の交付決定の内容に適合すると認められたときには、交付すべき補助金額の額を確定し、熊谷ブランド「晴れまち」認定品開発促進補助金交付確定通知書（様式第7号）により通知する。

2 前項の規定により交付すべき補助金の額は、第6条の規定による額又はそ

の交付決定額のいずれか低い額とする。

(補助金の請求及び交付)

第 12 条 前条の規定による通知を受けた者(以下「交付確定者」という。)は、速やかに熊谷ブランド「晴れまち」認定品開発促進補助金交付請求書(様式第 8 号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、交付確定者から前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(検査等)

第 13 条 市長は、補助対象事業者に対し、補助対象事業の状況及び経費の収支等について、市の関係職員をして現地調査等による検査をさせ、又は補助対象事業者から報告を徴することができる。

(書類の整備等)

第 14 条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該年度終了から 5 年間保存しておかなければならない。

(財産の管理)

第 15 条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得し又は効用が増加した財産について、補助対象事業完了後も管理台帳等によりその保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第 6 条関係）

基準額	補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、30 万円を限度とする。
加算	協業加算 (1) 条件 第 3 条に掲げる交付対象者が 2 者以上参画する補助対象事業のとき (2) 加算額 基準額に 20 万円を加算する
	晴れまち加算 (1) 条件 熊谷ブランド「晴れまち」の指定品又は認定品を原材料としたとき (2) 加算額 基準額に 20 万円を加算する

- 1 加算は重複して適用する。
- 2 千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 補助金は、市の予算の範囲内において決定する。

様式第1号(第7条関係)

熊谷ブランド「晴れまち」認定品開発促進補助金交付申請書

年 月 日

熊谷市長 氏 名 宛

申請者 住 所
事業者名等
電話番号

熊谷ブランド「晴れまち」認定品開発促進補助金の交付を受けたいので、下記のとおり書類を添えて申請します。また、申請に当たっては、本補助金の交付に係る審査のため、熊谷市が市税の滞納の有無を確認することに同意します。

記

商品名	
補助対象経費	☐ 原材料に要する経費 ☐ 検査及び分析に要する経費 ☐ マーケティングに要する経費 ☐ 外注加工に要する経費 ☐ 試作品及び量産に係る機械装置購入に要する経費 ☐ 商品、パッケージ又はラベルのデザイン製作に係る経費 ☐ 知的財産権等取得に要する経費 ☐ その他市長が必要と認める経費()
交付申請額	円(消費税及び地方消費税は除く)
誓約事項	☐ 熊谷市暴力団排除条例(平成25年条例第28条)第2条に規定する暴力団及び暴力団員ではありません。また暴力団との関係を有していません。 ☐ 現在、法令違反等の事実該当する事項はなく、事業の実施にあたっては、関係法令を遵守します。 ☐ 本補助金を活用して開発した商品を「熊谷ブランド『晴れまち』」の認定品として申請します。

加算調書

1 協業加算 ☐該当する(以下を記入してください) ☐該当しない

申請者以外の参画機関数: _____ 機関

※下記の欄が足りなければ、適宜追加してください。

住所(都道府県名から記載)	
申請者の名称	
代表者の役職	
代表者の氏名	
電話番号	
協業における役割等	

住所(都道府県名から記載)	
申請者の名称	
代表者の役職	
代表者の氏名	
電話番号	
協業における役割等	

2 晴れまち加算 ☐該当する(以下を記入してください) ☐該当しない

※下記の欄が足りなければ、適宜追加してください。

指定品又は認定品の 名称	
-----------------	--

指定品又は認定品の 名称	
-----------------	--

様式第2号(第7条関係)

熊谷ブランド「晴れまち」認定品開発調書

1 申請者概要

事業者名等	
設立年月日※	
資本金等	
主な事業内容	

※申請者が個人の場合は、事業開始年月日

2 開発する商品の概要

商品名						
希望小売価格						
原材料	(熊谷市産の原材料)					
	(他地域の原材料)					
製造場所						
年間販売量 (単位:)	前年度	今年度(見込み)		次年度(計画)		
年間販売額 (単位:)	前年度	今年度(見込み)		次年度(計画)		
販売形態	☐ 自社(関連会社を含む)の店頭販売 ☐ 自社以外の小売店頭での販売 ☐ Web 販売等(インターネットを介する販売) ☐ その他()					
販売割合	市内	%	県内	%	県外	%
販売開始時期	年 月 日から販売					
販売可能時期	☐ 通年 ☐ 期間限定(月 ~ 月)					

3 申請品の特徴・PR等

※認定基準を参照し、要点を押さえてご記入ください。

① 商品が持つストーリー

商品が生まれた背景や、地域との関連性などをご記入ください。ブランドを手にする消費者と感情的なつながりをつくるためのストーリー性を重視しています。共感や親近感、信頼を与えるような内容であれば、申請者の理念やビジョンなどもご記入ください。

② 熊谷らしさ(主に原材料)

熊谷市のブランドであることを伝えるため、商品の原材料や、素材・資材が持つ熊谷市との関連性などをご記入ください。伝統的な技術・調理法など、歴史的背景が熊谷らしさを感じさせることも、「熊谷らしさ」としてご記入ください。

③ 品質維持・向上の取組

品質の高さを保証する客観的な事実(受賞歴や外部認定機関の品質保証認証等)をご記入ください。また当該申請品において今後予定している品質維持・向上の取組があれば併せてご記入ください。

④ 特徴・個性などでの優位性

食味、風味、ネーミング、デザイン、知的財産権の取得など、他の類似品等と差別化するために工夫している内容をご記入ください。また、商品のファンをつくる活動として、消費者とのコミュニケーションで工夫している点があればこちらにご記入ください。

⑤ 認定後の広報活動

認定後、熊谷ブランド「晴れまち」であることを顧客に伝える方法をご記入ください。

※ 例：SNSやホームページで認定の周知、商品パッケージに認定ロゴの表示、店頭ポップでのPRなど

4 その他

上記以外にアピールしたいポイントなどがあればご記入ください。

様式第3号(第8条関係)

熊谷ブランド「晴れまち」認定品開発促進補助金交付決定通知書

文書記号第 号
年 月 日

様

熊谷市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった熊谷ブランド「晴れまち」認定品開発促進補助金について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 交付決定金額 金 円
- 2 支払方法
- 3 条 件
 - (1) 補助金を他の用途に使用しないこと。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき、又は事業を中止しようとするときは、市長に申し出ること。

様式第4号(第9条関係)

熊谷ブランド「晴れまち」認定品開発促進補助金変更等承認申請書

年 月 日

熊谷市長 氏 名 宛

申請者 住 所
事業者名等
電話番号

年 月 日付け文書記号第 号にて交付決定のあった補助事業
について、下記のとおり変更したいので承認願いたく、申請します。

記

事業名	
交付決定額	
変更内容	
変更理由	

様式第5号(第9条関係)
熊谷ブランド「晴れまち」認定品開発促進補助金変更等承認決定通知書

文書記号第 号
年 月 日

様

熊谷市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった熊谷ブランド「晴れまち」認定品開発促進補助金変更等承認申請書については、下記のとおり承認します。

記

承認可否	承認 ・ 不承認
事業名	
交付決定額	
変更内容	

様式第6号(第 10 条関係)
熊谷ブランド「晴れまち」認定品開発促進補助金実績報告書

年 月 日

熊谷市長 氏 名 宛

申請者 住 所
事業者名等
電話番号

年 月 日付け文書記号第 号にて交付決定を受けた補助事業
が完了したので、下記のとおり書類を添えて実績を報告します。

記

商品名	
交付決定額等	補助金交付決定額 円 その精算額 円
実績値 (売上金額や 個数等)	

様式第7号(第 11 条関係)

熊谷ブランド「晴れまち」認定品開発促進補助金交付確定通知書

文書記号第 号

年 月 日

様

熊谷市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった熊谷ブランド「晴れまち」認定品
開発促進補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金の額 金 円

様式第8号(第 12 条関係)
熊谷ブランド「晴れまち」認定品開発促進補助金交付請求書

年 月 日

熊谷市長 氏 名 宛

請求者 住 所
事業者名等
電話番号

年 月 日付け文書記号第 号で補助金の交付の決定を受けた
熊谷ブランド「晴れまち」認定品開発促進補助金について、下記のとおり請求しま
す。

記

1 交付請求額 金 円

2 振込先

金融機関名		
支店名		
口座番号	普通・当座	
フリガナ		
口座名義		

(備考)

振込先口座の口座名義人が請求者と同一である場合又は「氏名」欄に請求者本人が自署する場合は、
同欄への押印を省略することができる。